3　贈与の供与期限　平成二十四年一月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　鈴木一泉在グアテマラ大使
グアテマラ側　ロジェール・アロルド・ロダス・メルガル外務大臣
平成二十一年七月三十一日
外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百九十九号

平成二十一年七月十三日にワガドゥグーで、サヘル地方初等教員養成校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　サヘル地方初等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億三千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年一月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側　ベドゥマ・アラン・ヨダ国務大臣兼外務・域内協力大臣
平成二十一年七月三十一日
外務大臣　中曽根弘文

○財務省告示第二百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの輸入数量を次のように告示する。
平成二十一年七月三十一日
財務大臣　与謝野　馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・六一トン
四	一一、一三五トン
五	三五九トン
六	四トン
七	二・○四トン
八	○・三二トン
九	六、三六九トン
一○	五四六トン
一一	一二四トン
一二	一七、五六二トン
一三	一、三五九、九七○トン
一四	四五三、九九六トン
一四の二	一五二、五七六トン
一五	二五九トン
一六	二、七三八トン
一七	二七、二七六トン
一八	二、七二九トン
一九	一五八トン
二○	五二トン
二一	六、七二一トン
二二	一五四トン
二三	九二四トン
二四	九トン
二五	○トン
二六	九一四トン
二七	一、七七七トン
二八	一トン
二九	一六二トン

○財務省告示第二百五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。
平成二十一年七月三十一日
財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　五万五千二百十三トン
二　冷凍牛肉　六万四千百六十四トン

○国税庁告示第十五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年七月三十一日
国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人アジア教育・文化・自然環境保護日本支援センター	東京都足立区栗原一丁目二○番二二号	プレーマダーサヘーゴダ	平成二十一年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで
特定非営利活動法人カンボジアの健康及び教育と地域を支援する会	東京都新宿区四谷四丁目三番二九号伸治ビル	河野　篤	平成二十一年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで

○国税庁告示第十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年七月三十一日
国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人くびき野エヌピーオーサポートセンターの項中「大島　誠」を「秋山三枝子」に改める。

○国税庁告示第十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年七月三十一日
国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人子どものいのちを守る会の項中「高良　和武」を「村井　實」に改め、同表特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本の項中「東京都港区虎ノ門一丁目二三番一一号寺山パシフィックビル七F」を「東京都港区西新橋二丁目二一番一号西新橋二丁目森ビル七階」に改め、同表特定非営利活動法人青少年の自立を支える会の項中「栃木県宇都宮市清住一丁目三番四八号」を「栃木県宇都宮市南大通り四丁目二番一八号」に改める。

○財務省告示第二百五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。
平成二十一年七月三十一日
財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　豚肉等　十七万二千九百五十六トン
二　生きている豚及び豚肉等　十七万二千九百五十九トン